

■ 4条1項11号

不服 2018-8903

<本願商標>

「ちょうどいい」(標準文字)

第7類、第8類、第9類、第11類、第21類及び第35類に属する商品及び役務

※原審にて補正あり

(参考)

第11類「暖冷房装置，冷凍機械器具，LED照明灯，LEDを用いた照明装置，センサー付照明器具，LED電球，LED照明用器具，LEDを用いた電球類及び照明用器具，電球類及び照明用器具，電気ファンヒーター，空気清浄機，加湿器，電気こんろ，電子レンジ，オーブントースター，コーヒーマーカー，電気式ブレンダー，家庭用布団乾燥機，家庭用電気式靴用乾燥機，電気式炊飯器，ホットプレート，家庭用たこ焼器，IH調理器，家庭用電気式鍋，電気式ケトル，家庭用空気循環用サーキュレーター，扇風機，エアコンディショナー，電気冷蔵庫，電気式ヨーグルト製造器，家庭用電気式製パン機，電気式圧力鍋，電気式ロースター，電気式衣類用スチーマー，家庭用電熱用品類，洗浄機能付き便座，洗面所用消毒剤ディスペンサー，便器，和式便器用椅子，加熱器，調理台，流し台，ストーブ類（電気式のものを除く。），整水器，家庭用浄水器，家庭用超音波美顔器，蒸気式美顔器，家庭用電気式美顔器」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

ちょうどいい

引用商標：

第11類「便所ユニット，浴室ユニット，水洗便器用フラッシュバルブ，水道用栓，パイプライン用栓，業務用電気温水器，ボイラー（動力機械部品・機関用のものを除く。），家庭用電気温水器，家庭用電熱用品類（美容用又は衛生用のものを除く。），加熱器，調理台，流し台，浴槽類，洗浄機能付き便座，洗面所用消毒剤ディスペンサー，便器，和式便器用いす」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、「ちょうどいい」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、「ちょうど(丁度)」と「いい(善い、好い)」の結びついた語として理解されるものであって、「ぴったりあう、ほどよい」等の意味合いを有するものというのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「チョウドイイ」の称呼及び「ぴったりあう、ほどよい」等の観念を生じるものである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「ちょう」及び「いい」の平仮名の中に、「℃」の記号を配して、「ちょう℃いい」と表してなるところ、その構成中、「℃」の記号は、温度を表す場合においては、温度及び温度差の国際単位であり、「セルシウス度(セルシウスド)」、「度(ド)」、「セ氏度(セシド)」、「摂氏度(セッシド)」、「セ氏度記号(セシドキゴウ)」等、さまざまに読まれるものであるが、その構成文字中においては、温度の表示ではなく、直ちに特定の称呼を生じないというのが相当である。

そうすると、引用商標は、「ちょう」及び「いい」の文字部分に相応して、「チョウイイ」の称呼を生じる場合があるといえるものである。

また、引用商標は、全体として特定の語義を有しない一種の造語として理解されると見るのが相当であるから、これよりは、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標の類否について検討するに、本願商標と引用商標とは、その中間に位置する記号「℃」の有無の差異を有するものであるところ、この差異は、全体を構成する文字数が6文字と5文字という、さほど多くない文字数においては、別異のものであるとの印象を強く与えるものであるから、両者は、視覚的な印象が相違し、外観上、判然と区別し得るものである。

次に、称呼について検討するに、本願商標から生じる「チョウドイイ」の称呼と引用商標から生じる「チョウイイ」の称呼とは、構成音が5音と4音とで異なるものであって、第3音目において「ド」の有無という差異を有するものであることから、これらの差異が、わずか5音と4音とからなる称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえず、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合、語調、語感を異にし、称呼上、互いに聴別し得るものであるというのが相当である。

また、観念においては、本願商標は、「ぴったりあう、ほどよい」等の観念を生じるものであるのに対し、引用商標は、特定の観念を生じないものであるから、両者は、観念上、相紛れることはないものである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、外観において、判然と区別し得るものであり、称呼において、互いに聴別し得るものであり、観念においても、相紛れることはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品及び役務の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、両商標は非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「ちょうどいい」と、引用商標「ちょう℃いい」は、外観・称呼・観念のいずれにおいても相紛れることない、非類似の商標と判断されました。

引用商標「ちょう℃いい」の商標権者が、これより「チョウドイイ」の称呼を意図していたことは、ほぼ間違いないでしょう。造語性を強調したかったのか、識別力が危ういとの判断だったのか、理由は定かではありませんが、このような態様での商標登録をしていました。

そこに、後から本願商標「ちょうどいい」が出願された結果、「ちょう℃いい」とは非類似の商標として登録が認められてしまったのですから、引用商標の商標権者からすれば、納得のいかないことだと思います。

審決では、引用商標「ちょう℃いい」からは、「チョウドイイ」の称呼は出ないとされているのが面白い点です。「℃」の文字からは様々な読み方が生じるので、ここから直ちに特定の称呼は生じず、それ以外の「ちょう」と「いい」の文字から、「チョウイイ」の称呼が生じるとされました。

称呼の認定方法としては、あまり見かけない手法のように思います。

本件のように、引用商標の商標権者からすれば「すり抜け登録」と感じてしまうような商標登録は、実は少なくありません。

現在の商標類否判断の潮流からすれば、「ちょうどいい」と「ちょう℃いい」が非類似と判断される可能性も、商標を専門とする弁理士であれば、十分に予測できるものです。したがって、引用商標の商標権者としては、「ちょうどいい」についても、あわせて防衛的に商標登録を行っていなかったことが悔やまれるケースと言えそうです。

もともと、引用商標の登録からすでに3年が経過していますので、「ちょうどいい」を同時に商標登録していたとしても、不使用取消審判が成立すれば、結論は同じとなる可能性もあったかもしれませんが・・・。

(弁理士 永露祥生)

<2019年2月18日>